悪質商法から高齢者を守る なごや見守い情報 第17号

廃品回収 トラブル

請求する悪質な廃品回収業者に注意しましょう!



無料回収というチラシを見て電話で申し込みをした。業者が 来て、不用品をトラックに積み込んだ。無料だと思っていた ら、処分料として18万円の請求を受けた。話が違うと言っ たが、支払ってくれという。クーリング・オフしたい。



- 自分から電話をかけて申し込んでいるので、ケーリング・オフはでき **ません。**業者に対して無料だと錯誤したので、契約は無効だと交渉 していくことになります。
- ・このように無料回収をうたっていても、回収時に料金を請求され たり、見積りより高額な料金を請求されたりすることがあります。 業者の住所や連絡先がわからない場合、代金を支払ってしまうと、 解約や返金が困難になるので注意して下さい。

被害にあわないために!

- ・不用品の処分は名古屋市のルールに従って行いまし ょう。名古屋市のゴミ収集に出せない一部の家電品 やパソコンなどの処分方法を始め、処分方法がわか らない場合は、各区環境事業所に確認しましょう。
- 「廃品回収」や「リサイクル」をうたって高額な料 金を請求する業者もあります。納得のできない契約 をしてしまったら、消費生活センターに相談しましょう。





名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ11階

TEL052-222-9671 平 日

TEL052-222-9690 土・日

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市市民経済局 消費流通課 TEL 052-972-2437